

令和3年度

地域密着型特別養護老人ホーム
ケアセンターしらかばの郷拠点

事業計画

社会福祉法人 苫小牧慈光会

令和3年度事業計画（案）

『 概 要 』

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により高齢者福祉施設の現場にとっては非常に大変な一年となりました。北海道におきましても高齢者福祉施設でクラスターが発生し、運営に大きな打撃を受けた施設も数多くあり、しらかばの郷でも施設にウイルスを持ち込んではいけなないと、職員は常に緊張感を持ちながら日常生活を送り、日々の業務にあたってまいりました。誰もが予想だにしていなかった困難な状況の中、高齢化率の世界第一位の我が国において新型コロナウイルスの感染による死者数が、諸外国と比較し非常に低い数値で抑えられていることは、介護並びに医療現場の努力によるものであると思います。

高齢者や基礎疾患を持つ方が感染すると重篤化するリスクが高いため、今後の感染者の動向について注視しつつ、今年度「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用し備蓄した感染症対策物品を適切に使用しながら、「施設に持ち込まない」対策を今後も講じて参りたいと思います。

令和3年度の介護報酬改定の改定率は介護人材確保・処遇改善等に配慮し全体でプラス0.7%のプラス改定となりました。今回の改正では科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバック活用など、「科学的介護」への対応がこれまで以上に求められる内容となっております。「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」では①感染症や災害への対応力強化、②地域包括ケアシステムの推進、③自立支援・重度化防止の取り組みの推進、④介護人材の確保・介護現場の革新、⑤制度の安定性・持続可能性の確保の5つの柱が基本となる項目として示されております。

「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年、「団塊ジュニア世代」全員が65歳以上の高齢者となり、高齢者人口のピークを迎える2040年には更なる高齢化の進展が見込まれ、介護・医療費などの社会保障費の急増、介護・医療現場の人員不足が懸念されています。団塊の世代が一気に給付を受ける側に回ることによって、財政のバランスが崩れ介護給付費は膨れ上がり、介護職員は約38万人不足すると推定されています。苫小牧市内におきましても、有料老人ホーム・未届け有料老人ホームの増加や、市内の特別養護老人ホームの100床の増床に伴い、今後は更に介護職員の安定的な確保と、新人職員の教育・定着が課題になってくるものと思われまます。

厚生労働省では、「地域包括ケアシステムの実現に向けて2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築をさらに推進していく」と発表しています。

今後も地域支援事業や介護予防の推進、医療と介護の連携を強化していく方針であり、中でも介護は施設から在宅、地域へシフトしていくとも言われておりますが、一方で在宅医療の整備や介護と医療の複合型サービスの整備、ダブル介護やヤングケアラーといった家族の介護力など課題も多く、今後も施設の果たす役割や施設への期待は大きくなるものと思われまます。

令和3年度におきましても、地域から選ばれる施設となるべく、施設サービスのさらなる向上を図り、利用者が必要な介護を受け、安心して生活ができるよう鋭意努力しつ

つ、利用者・家族・地域から信頼される介護保険施設を目指し、職員一丸となり取り組んで参ります。

『 基 本 方 針 』

ケアセンターしらかばの郷は、地域密着型介護サービスとして高齢者が要介護状態となっても、できるだけ住み慣れた地域の中で、安心して継続した生活が送れるよう利用者の自立支援を基本にした介護を提供します。

可能な限り地域生活への復帰を念頭に置いた介護サービスの提供に心掛けるとともに、地域密着型介護老人福祉施設として、その施設が有する機能を地域に開放、積極的に地域の中で施設機能を活用し、地域に必要とされる施設作りを目指します。

1. 利用者の基本的人権を擁護するとともに、利用者個人の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. ユニットにて利用者のプライバシーに配慮し、家庭的雰囲気の中で、落ち着いて生活が送れるよう配慮する。
3. 利用者の健康管理のため、利用者の日常生活の状態観察に重点を置き、栄養のバランスのとれた食事の提供を心掛けるとともに、利用者個々の健康状態や体調の把握に努め、利用者の体調の変化においては迅速な対応に努める。(病院の通院、疾病の早期発見、早期治療など。)
4. 利用者の生活が潤いある生活になるよう行事、レクリエーション等を計画的に取り組む他、地域行事への参加、積極的な各種ボランティアの受け入れを行い、地域交流促進に努める。
5. 現在行っているケアを更に向上させるため、内部研修の充実と、サービス自己評価による具体的な業務改善、各ユニットの目標と達成度の評価を行う。

『令和2年度のサービス状況並びに反省点』

令和2年度は、開設から10年目を迎え、地域の中の高齢者福祉施設としての役割をしっかりと果たし、信頼される施設となるべく、更なる職員教育・研修の充実による介護力向上、利用者が住み慣れた地域で安心して介護を受けられるよう、鋭意努力を重ね、利用者・家族・地域から信頼される介護保険施設を目指し、以下の点について取り組んで参りました。

1. 職員の資質向上

内部研修を毎月計画的に実施し、それぞれのユニット職員・専門職が研修内容についての資料作成、研修内容の検討、既存のマニュアルの見直し等、実務に則した研修内容を実施して参りました。

新年度においては、外部研修（オンライン研修）及び内部研修の更なる充実が図られるよう、各ユニットから調べたい・学びたい・知識を習得したいとの意見のあった内容についてユニットリーダーを中心に内部研修の内容を検討することで、高齢者福祉施設職員としての職員個々の更なる資質向上に努めて参りたい。

2. 身体拘束の廃止

身体拘束廃止については、利用者の身体・心理状態のアセスメントを通じて、身体拘束を行わない環境整備、身体拘束を行わない介護を継続してまいりました。

今後についても身体拘束廃止委員会を定期的で開催し、高齢者の権利擁護の為には身体拘束の廃止は不可欠であるという認識を明確にし、更に身体拘束を行うことによる身体的・心理的弊害を理解し、定期的な研修を通して正しい知識の理解に努めて参りたい。

3. 感染症・防災対策の実施

新型コロナウイルス感染症の防止のため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用し備蓄した感染症対策物品を適切に使用しながら、新型コロナウイルス感染対応マニュアルに基づき「施設に持ち込まない」対策を講じ、感染症の発症はありませんでした。

自然災害及び防災に対して、特養利用者並びに短期入所利用者に対し、夜間想定避難訓練、地震による火災発生時の総合避難訓練（避難・誘導・初期消火・通報）、を実施し、火災等の災害時に利用者を安全且つ迅速に避難・誘導できる体制作りについて取り組みました。また、実際の火災の場面に対応できるよう、避難訓練の内容充実を努めて参りたい。

4. 運営推進会議の開催

今年度は新型コロナウイルス感染症防止のため一部書面での文書開催もありましたが、開催された運営推進会議では、家族の代表者、市の担当者、地域の代表者

を招き、当施設の運営についての報告、また施設の運営についての貴重な意見を頂きました。今後も地域に施設の運営状況を積極的に開示し、地域の意見・ニーズを汲み取れる様、更なる運営推進会議の充実に向けて取り組んで参りたい。

5. 短期入所生活介護事業

今年度は新型コロナウイルス感染症の予防に努めつつ、緊急的な短期入所受入れのニーズに対応するため積極的な受け入れを行い 12 月末現在で、延べ利用人数 4,099 名、稼働率は平均で 78.3%となりました。

6. 地域との交流

例年 8 月末に実施している青空昼食会は、今年度ご家族の参加は新型コロナウイルス感染症防止の為に遠慮いただきましたが、特養入居者 28 名、ショートステイ利用者 12 名、合計 40 名の利用者が参加し、屋外で昼食会を行いました。

また、今年度は皆さんが一堂に会しての開園記念日や母の日の集い、敬老会などが内容変更となり、各ユニットでの会食のみとなりましたが、外出行事では白老の仙台藩陣屋跡やポロト湖、サンガーデンなどソーシャルディスタンスを保ちつつ、自然と触れ合える機会を多く作るよう取り組んでまいりました。

『 重 点 目 標 』

① 施設サービスの向上

各ユニットでの課題・目標を明確にし、その課題に対し具体的に取り組んでいく。具体的にはユニットごとの課題と長期目標・短期目標を設定し、その目標を達成するため実施するサービス内容を挙げ、半年を目安に見直しを行い、サービスの向上を図って参りたい。

また、サービス自己評価項目による、サービス自己評価結果に基づき、現状の施設全体の課題を明らかにし、課題に対する具体的な改善案の提案と実行により、理想の状態に近づけるよう取り組みを行う。

② 職員の資質の向上

職員の資質向上に向けて、外部研修(オンライン研修)の積極的な参加に加え、外部研修の内容を日常のサービスに活かすことができるよう伝達研修会の実施し、職員の資質向上への取り組みに努める。

また、内部研修の年間計画を立て、職員が資料の準備、企画、研修実施することにより、実践に即した内容を職員が広く身につける機会としたい。

新入職員の教育について、「新入職員達成度確認表」に基づき、新入職員が理解すべき点を明確にし、現状で出来ていること、出来ていないことを指導担当職員と共有し、新入職員が効率的かつ確実に業務を理解できる様、取り組んで参りたい。

③ 身体拘束ゼロの継続

身体拘束は利用者の生活を制限するもので、身体的にも精神的にも苦痛と負担がかかり自由な生活を阻むものです。利用者の生活が尊厳あるものにするため、職員一丸となり、「身体拘束ゼロ」の継続のために、取り組んで参りたい。

その為に、利用者の身体的・精神的状態の情報の共有化を図り、身体拘束廃止の指針に基づき、3か月毎に身体拘束廃止委員会を開催し、問題点や改善点を協議し、「身体拘束ゼロ」の継続に向けた取り組みに努める。

また、内部研修を年に2回開催し、廃止に向けて職員の意識を高めて参りたい。

④ 感染症・防災対策の実施

新型コロナウイルス感染症の防止のため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」を活用し備蓄した感染症対策物品を適切に使用しながら、新型コロナウイルス感染対応マニュアルに基づき「施設に持ち込まない」対策を今後も講じて参りたいと思います。

利用者の生命の安全を守るために自然災害及び防災に対して、器具等の定期点検を実施するとともに、総合避難訓練(避難・誘導)、夜間想定避難訓練、緊急通報システム(しらかばの郷緊急訓練を実施し、合わせて、災害時においては地域町内会の協力は欠かすことができないため、地域町内会との連携・協力体制の整備を積極的にすすめ、災害・火災時に利用者を安全且つ迅速に避難・誘導できる避難体制の強化を図る。

⑤ 運営推進会議の開催

施設が利用者に提供しているサービス内容が適正に提供されているか等、施設の提供しているサービス内容を公開し、施設サービスの質の確保を図ることを目的に2ヶ月に1回、運営推進会議を開催して、サービス内容の向上・改善に努める。

⑥ 短期入所生活介護事業

在宅で暮らす要支援・要介護状態の高齢者及び在宅介護を行っている家族に対して、高齢者の心身の状況や家庭環境、家族の疾病並びに冠婚葬祭など、様々な理由から一時的に、在宅での介護を受けることが困難になった要支援・要介護高齢者に対して、短期入所生活介護サービスの提供を行う。

⑦ 地域貢献事業の実施

社会福祉法の改正により、社会福祉法人における地域貢献事業の実施が義務化になり、社会福祉法人を有する当施設においては、今年度においても以下の事業を引き続き実施する。

- ・在宅独居高齢者を対象とする「鍵の預かり事業」（社会福祉法人 苫枚市社会福祉協議会との協定による事業）
- ・非常食の賞味期限間近な食料品など、NPO法人ワーカーズユープ（フードバンク）へ提供し、社会福祉活動に貢献する。
- ・施設の多機能ホールを地域で運動教室を実施している団体に開放。（使用料は無料）

⑧ 専門委員会の設置

既存の感染症対策委員会、事故発生防止検討会、入所判定委員会、身体拘束廃止委員会に加え、介護職員を中心に「接遇マナー向上委員会」「行事レク委員会」「排泄委員会」「入浴委員会」を設置し、職員一人一人が現状の介護を客観視し、施設全体の介護、環境、技術の改善を図る。

『 援 助 計 画 』

1. 生活援助

① 事前調査・訪問面接

入所については、在宅・病院・老人保健施設などから様々な経路により施設に入所するため、入所の際には利用者の基本的情報の把握は大切であり、施設入所後に、利用者が問題なく施設生活を送ることができるよう、利用者の生活状況の把握のために事前訪問・面接を実施し、利用者及び家族が安心感を持って施設入所ができるよう努める。

また、短期入所利用者についても同様に、短期入所の開始前に在宅に訪問し、本人・家族に対して事前調査及び面接を行い、利用者の生活状況、介護状況、家庭環境など、日常的な生活状態を把握するとともに、職員間で利用者の情報を確認・共有することで、利用者個々に応じた適切な介護サービスの提供に努める。

② 入所契約（短期入所契約）・オリエンテーション

入所（短期入所）にあたっては、生活環境の変化が要因となって、利用者及び家族が不安を感じることを十分に認識・理解し、入所契約（短期入所契約）にあたっては、契約内容、重要事項説明書、利用料金に関する事項、介護サービス計画など、施設の利用に関する事項の説明を行い、利用者及び家族の了解を得た上で、入所契約（短期入所契約）を結んで参りたい。

③ 定期・随時面接

入所後、利用者の生活環境の変化によって、身体的・精神的な変化をきたす場合があります。利用者の身体的・精神的変化を職員は身近な問題として捉え、利用者個々の立場に立って共感的態度で接する。また、利用者自身の訴えについても利用者自身の感情・思いを理解し、受容的態度・傾聴に努めつつ居室訪問、定時・随時の面接などを行い、利用者の精神的安定を早期に図り、利用者との信頼関係を深めるよう努める。

④ ケアマネジメント機能の充実

介護保険制度における地域密着型介護老人施設の役割は、可能な限り在宅生活への復帰を念頭に置いたサービスの提供にあることから、居宅介護支援事業所、他関係機関との連携を図りつつ、ケアマネジメント機能の充実を図る。

2. 介護サービスの提供

① 介護サービス計画の作成・実施

利用者の置かれている環境や問題点、要因を的確に把握するため、アセスメントを通じて、介護サービス計画を作成（原案）し、カンファレンスにより利用者の状況確認（日常生活動作、身体状況など）、問題点の把握、基本疾患名、病歴、病状などの利用者情報の共有を図り、介護サービス内容の妥当性を協議し、利用者個々の個別介護サービス計画を作成する。また、身体拘束廃止、介護事故の防止など、定期的なモニタリングによる個別介護サービス計画の見直し、変更を検討し、介護サービスの充実を図る。

また、4日以上利用する短期入所利用者については、初回利用時に居宅介護支援事業所が策定する居宅サービス計画に基づいた短期入所介護サービスを作成するとともに、介護予防短期入所利用者においても同様に、利用者の支援に向けた介護予防サービス計画に留意する。

② 排 泄

利用者の心身の状況に応じて、適切な方法にて排泄介助を行うとともに、おむつ使用者については、日中と夜間において、紙おむつ、リハビリパンツ、尿とりパットなど、使用する介護用品を選定し、出来るだけ不必要なおむつは使用せず、排泄の自立支援に向けた取り組みを実施するよう努める。

③ 入 浴

入浴については、各ユニットに設置している個浴槽を使用し、ゆったりとした雰囲気の中で入浴を提供するとともに、利用者の心身の状況、発熱などによって入浴日に入浴できない利用者については、清拭が可能な方については確実に実施の機会を設ける。また、入所年数が経過することで身体能力の低下により、個浴入浴が難しい利用者が増加しており、特浴を月曜から土曜まで週6日実施し、ご本人への負担軽減を図りつつ心身の保清に努める。

短期入所利用者については、身体の状況により、家庭のお風呂で入浴することが設備的に難しい面がある家庭環境を十分理解した上で、在宅に帰る前日または当日などに入浴を実施するよう心掛ける。

④ 食 事

利用者個々の基礎疾患、心身の状況に把握に加え、利用者の咀嚼・嚥下能力を十分理解し上で、利用者に適した食事介助用品（自助具、食器など）など、食事提供の創意・工夫に努める。

また、利用者の食事摂取量、水分摂取量の観察を行い、利用者の健康状態、身体状況の把握に注意する。

⑤ 認知症高齢者のケア

認知症高齢者のケアでは認知症高齢者とのコミュニケーションのマニュアルを基本に、認知症の理解を深めつつユニットにおいて、個々に持つ能力に応じた役割を持って生活を送れるよう支援に努める。

⑥ レクリエーション活動

施設生活が単調になると精神活動の遅滞が考えられることから、利用者の精神活動、生活環境の活性化のため、利用者個々に配慮した創作活動、行事、レクリエーションを企画・立案し、利用者が興味を持つよう創意・工夫に努める。

⑦ 機能訓練

高齢になるにつれ心身機能の低下が起ころため、心身機能の維持、意欲の向上、利用者の自立支援の観点から、日常生活の中に運動的な活動を取り入れ、身体機能維持に努める。

3. 健康管理・医療

① 健康管理

高齢者の場合は、容態の急変が予想されることから、利用者の疾患状況を踏まえ、加齢に伴う一般的特性を十分に把握し、バイタルチェック、定時体重測定を行い、利用者の一般状態の把握・適切な援助に努める。

② 医療

嘱託医、内科・歯科の協力医療機関の協力を得て、可能な限り利用者が自立して快適な生活出来るよう健康管理に努めるとともに、異常の早期発見・早期治療に努める。

4. 栄養・給食

① 食事提供の工夫

各ユニットにおいて、利用者の心身の状況や咀嚼、嚥下能力に十分配慮し、歯科医の指導を受け、個々の利用者の状況や疾病に応じた食事内容・形態（刻み食、ミキサー食等の提供）に留意しつつ、利用者の嗜好などを十分に理解し上で、適温給食・栄養面に配慮した食事を提供するように努める。

② 栄養管理委員会の開催

利用者に提供する食事については、給食業務委託業者が調理業務を行うため、月に1度、利用者に提供する給食献立、行事食、季節に合った食材の使用など、利用者に日々喜ばれる給食が提供できるよう、給食全般に関する事項を協議、検討するため、栄養管理委員会を開催する。

また、体重の減少等のリスクがある利用者について、個別の栄養計画を立て、栄養補助食品の活用や、医療との連携など検討していく。

5. 週間予定表

曜 日	週 刊 予 定 表	そ の 他
月曜日	バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	
火曜日	バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	
水曜日	内科回診日（毎週） バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	
木曜日	バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	
金曜日	歯科往診（随時） バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	
土曜日	バイタル測定（検温など） 包布交換 清掃 入浴日（個浴・特浴）	
日曜日	清掃	

*余暇活動については、各ユニットにて計画の立案・実施の予定。

*各種ボランティアの受け入れについては、新型コロナウイルス感染症の動向により検討。

令和3年度 年間行事計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事予定表		誕生会(各ユ) 開園記念日(相)	誕生会(各ユ) お花見(相)	誕生会(各ユ) 外食ツアー(行委)	誕生会(各ユ) ふるさと祭り見学(相)	誕生会(各ユ) 野外昼食会(責)	誕生会(各ユ) 紅葉狩り(行委) 敬老祝賀会(相)	誕生会(各ユ) 買い物ツアー(行委)	誕生会(各ユ) 文化祭見学(施設長)	誕生会(各ユ) クリスマス会(各ユ)	誕生会(各ユ)	誕生会(各ユ) 節分(豆まき)(相)	誕生会(各ユ)
会議		責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議	責任者会議 全体職員会議 給食運営会議 ユニット会議 サービス担当者会議
委員会		事故防止委員会	身体拘束廃止検討会	感染症対策委員会 入所判定会議	事故防止委員会	身体拘束廃止検討会	感染症対策委員会 入所判定会議	事故防止委員会	身体拘束廃止検討会	感染症対策委員会 入所判定会議	事故防止委員会	身体拘束廃止検討会	感染症対策委員会 入所判定会議
		排泄委員会・入浴委員会・接遇マナー向上委員会・行事レク委員会は2か月に一度、その他必要時開催											
調査・評価		ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング 自己評価調査	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング	ケアプランモニタリング
保健・衛生	利用者	血圧測定 体重測定 利用者理髪	血圧測定 体重測定 利用者理髪	血圧測定 体重測定 利用者理髪	血圧測定 体重測定 利用者理髪	血圧測定 体重測定 利用者理髪 利用者健康診断	血圧測定 体重測定 利用者理髪 利用者健康診断	血圧測定 体重測定 利用者理髪	血圧測定 体重測定 利用者理髪	血圧測定 体重測定 利用者理髪	血圧測定 体重測定 利用者理髪	血圧測定 体重測定 利用者理髪	血圧測定 体重測定 利用者理髪
	職員	調理員検便	調理員検便	調理員検便 職員健康診断 腰痛検査	調理員検便	調理員検便	調理員検便	調理員検便	調理員検便 インフルエンザ予防接種	調理員検便 職員健康診断 腰痛検査	調理員検便	調理員検便	調理員検便
ボランティア受入れ		未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定
防災訓練				夜間想定避難訓練				基本及び地震等 避難訓練					総合避難訓練

※ボランティア受入れについては、新型コロナウイルス感染症の状況により受入れ検討。

※実習受け入れについては、依頼があれば随時受け入れ予定。

令和3年度 行事計画

	内 容	担 当
4月	開園記念日	生活相談員
5月	お花見	生活相談員
	母の日の集い	生活相談員
6月	外食ツアー	行事レク委員
7月	しらかば故郷まつり見学	生活相談員
8月	野外昼食会	責任者
9月	紅葉狩り	行事レク委員
	敬老祝賀会（外部余興依頼）	生活相談員
10月	買い物ツアー	行事レク委員
11月	しらかば町内会文化祭見学	施設長
12月	クリスマス会	各ユニット
1月		
2月	豆まき	生活相談員
3月		

- ・誕生会は各ユニットで企画し開催
- ・手作りおやつの日各ユニットで企画し開催
- ・行事食については栄養士が企画し開催
- ・担当ユニットが企画書の提出を行う
- ・外出行事の内容については変更可能

令和3年度 外部研修派遣予定表

研 修 名	日 程	開 催 地	参 加 職 種
新任介護職員研修	6月	札幌市	介護職員
全道老人福祉施設研究大会	6月	札幌市	相談員、看護職員、介護職員
日胆地区老人福祉施設研究大会	6月	未 定	相談員、介護職員
介護員専門研修Ⅱ	7月	札幌市	介護職員
ユニットリーダー研修	7月	札幌市	介護職員
直接処遇職員研修	9月	苫小牧市	介護職員
看護師専門研修	10月	札幌市	看護職員
カントリーミーティング	12月	札幌市	介護職員
グレードアップセミナー	2月	札幌市	介護職員

○ その他、必要な情報収集・制度内容に関わる研修については、内容により適宜参加を検討します。

また、上記の研修についても内容により参加職種の変更を随時検討します。

令和3年度 内部研修計画

	内 容	担 当
4月	倫理綱領について・しらかばの郷の目指す姿について	施設長
	新年度のユニットの目標・課題	各ユニット
5月	身体拘束のグレーゾーンについて	相談員
	適切な移乗介護について	相談員
6月	感染症対策について	さくらぎ
	ユニットケアの理念について	しらかば
7月	サービス自己評価の検討結果について	各ユニット
	不適切ケアと高齢者虐待防止	あおば
8月	より良い入浴ケアについて	入浴委員
9月	認知症ケア（認知症の行動・心理症状に着目したケア）について	かしわぎ
	ユニット内での目標・課題に対する取り組み状況について（中間報告）	各ユニット
10月	より良い排泄介助について	排泄委員
11月	感染症対策（感染症の予防とまん延防止）	看護職員
	身体拘束（スピーチロック）について	相談員
12月	事故防止について（しらかばの郷の現状と課題）	はまなす
	食事介助と嚥下について	相談員
1月	適切な接遇について	接遇委員
2月	状態急変時の症状からみられる観察と報告について	看護職員
3月	ユニット内での目標・課題に対する取り組み結果について	各ユニット

※研修内容により、外部講師による研修の実施を検討する。

- ・ユニットリーダーを中心に、研修の資料作り・研修内容について検討してください。
- ・研修時間は20～30分で行ってください
- ・研修の資料については、事前に施設長・生活相談員の決裁を受けてください。
- ・ユニット全員が役割を持って取り組んでください(パート職員は除く)

新任職員研修について

新任職員については、マニュアル綴りを相談員より説明の上、1ヶ月程度貸出し、業務についての理解を深める。緊急時の医療機器の使用方法については看護職員より説明を行う。

また、建物の設備について、防災(非常時の対応)について、業務の細部については担当職員より説明する。